

# ファンドニュース

## バーゼル III 最終化の概要と資産運用会社への影響について

2021年6月

### はじめに

バーゼルⅢとは、バーゼル銀行監督委員会(BCBS)で2017年12月に最終合意した自己資本比率を中心とする金融規制の枠組みのことです。新型コロナウイルス感染症拡大の影響で導入時期は1年延期され、2023年から各国で導入が始まる予定です。日本では金融庁が2021年6月までに改正案を公表し、コメントを募集するとしています<sup>1</sup>。

ファンドニュース114号では、2023年3月期に適用されるバーゼルⅢ最終化の概要と、資産運用会社への影響について簡潔に解説します。なお、改正案公表前のため、本稿はBCBSが公表しているバーゼルⅢ最終化の内容に基づいています。

### バーゼルⅢの最終化について

バーゼルⅢの最終化では、さらなる損失吸収力の確保、株式などのリスクの高い業務の抑制、会社ごとの内部格付手法の適用による計算結果のばらつきを抑制することなどを目的に、標準的手法における信用リスク計算の見直し、内部格付手法採用行への資本フロアの導入、マーケットリスクへの新たな取り組みが示されています。これによる資産運用会社への影響は下記の2点が考えられます。

#### 資産運用会社への影響① 投資家における投資行動の変化

バーゼルⅢの最終化により、適用されるリスクウェイトが投資対象資産によっては変更されるため、投資対象ファンドから生じるリスクアセット額が大幅に変わる可能性があり、投資家の投資行動に少なからず影響を与えることが考えられます。資産運用会社には、投資家のニーズに合わせたファンドの組成、投資対象の選別・組み替えを行う必要が生じる可能性があります。

#### 資産運用会社への影響② 資産運用会社におけるレポーティングの追加対応

外部格付の機械的な利用を回避するため、外部格付の適切性・保守性の検証(デュー・デリジェンス)が求められ、資産運用会社は投資家から新たな情報提供が求められることが予想されます。また、内部格付手法採用行への資本フロアの導入により、内部格付手法採用行であっても今後は標準的手法による信用リスク計算結果が必要となるため、リスクアセット表の提出を求められる可能性があります。

<sup>1</sup> [最終化されたバーゼルⅢの国内実施に関する規制方針案について](#)

## 標準的手法における信用リスク計算方法の見直し

エクスポージャーごとの現行のリスクウェイトおよび2023年3月期から適用されるリスクウェイトは下記のとおりです。

### 株式(上場・非上場)

現行、株式は一律 100%のリスクウェイトが適用されていますが、2023 年 3 月期から経過措置として段階的にリスクウェイトが上昇し、2028 年 3 月期には投機的な非上場株式エクスポージャーのリスクウェイトは 400%、それ以外の株式エクスポージャーのリスクウェイトは 250%となります。なお、短期売買目的の投資や、ベンチャーキャピタルなどへの投資は、投機的な非上場株式エクスポージャーに該当します。

	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年
株式(下記を除く)	100%	130%	160%	190%	220%	250%
投機的な非上場株式	100%	160%	220%	280%	340%	400%

### 劣後債、TLAC(資本控除されないもの)

現行、他の金融機関発行の劣後債は 250%のリスクウェイト(経過措置が適用されるものについては 100%)が適用されており、他の金融機関以外の法人発行の劣後債はシニア債と区別せずに外部格付を参照してリスクウェイトが決定されています。それが 2023 年 3 月期からは、他の金融機関・法人発行の劣後債は一律 150%のリスクウェイトが適用されることとなります。ただし、他の金融機関発行分について、10%超出資や意図的な相互持ち合いは、引き続き自己資本控除となることに留意が必要です。なお、自己資本控除の対象とならない「その他 TLAC 債」の閾値内での保有については、現行は銀行向けエクスポージャーと同じリスクウェイトが適用されていますが、2023 年 3 月期からは劣後債と同様に 150%のリスクウェイトが適用されます。

### 銀行向けエクスポージャー

現行は、銀行の設立地におけるソブリン外部格付を参照し、20~150%のリスクウェイトが適用されています。2023 年 3 月期からはソブリンではなく銀行自体の外部格付を参照し 20~150%のリスクウェイトが適用されます。なお、銀行自体の外部格付は、政府支援を受ける蓋然性を加味した外部格付を参照できないとされていますが、経過措置が設けられる予定です。

### 事業法人向けエクスポージャー

現行、事業法人向けエクスポージャーは相手先の外部格付を参照したリスクウェイト(無格付の場合は 100%のリスクウェイト)が適用されています。2023 年 3 月期からも外部格付を参照してリスクウェイトを決定することに変更はありませんが、一部の格付に紐づくリスクウェイトは下記の表のとおり変更されます。なお、無格付エクスポージャーは、中堅中小企業(日本においては売上高 50 億円以下の企業)向けエクスポージャーには 85%、それ以外のエクスポージャーには 100%のリスクウェイトがそれぞれ適用されます。

相手先の外部格付	AAA to AA-	A+ to A-	BBB+ to BBB-	BB+ to BB-	Below BB-	無格付(中堅中小企業)	無格付(その他)
リスクウェイト(現行規則)	20%	50%	100%	100%	150%	100%	100%
リスクウェイト(最終規則)	20%	50%	75%	100%	150%	85%	100%

## 居住用および商業用不動産関連エクスポージャー

居住用および商業用不動産関連エクスポージャーについて、一定の要件（第一順位の抵当権を保有しているなど）を満たす場合は LTV（担保価値＜貸出実行時の値＞に対する貸出金総額の割合）に基づいてリスクウェイトが設定されます。加えて、返済原資が不動産から生じるキャッシュ・フローに著しく依存する場合は、より保守的なリスクウェイトが適用されます。

下記の表の通り、適用されるリスクウェイトは一定の要件を満たすか否か、返済原資が不動産から生じるキャッシュ・フローに著しく依存するか否かによって分けられます。要件を満たす場合は LTV の水準と居住用・商業用の区別を基に、満たさない場合は相手先によってそれぞれリスクウェイトが適用されます。

### ・一定の要件を満たす場合

LTV	50%以下	50%超 60%以下	60%超 80%以下	80%超 90%以下	90%超 100%以下	100%超
返済原資が不動産から生じるキャッシュ・フローに著しく依存しない場合						
居住用	20%	25%	30%	40%	50%	70%
商業用	60%もしくは相手先 リスクウェイトの低い方		相手先リスクウェイト			
返済原資が不動産から生じるキャッシュ・フローに著しく依存する場合						
居住用	30%	35%	45%	60%	75%	105%
商業用	70%		90%	110%		

※ 居住用について規制の簡素さを確保する観点から、国内基準金融機関は2段階のLTVに基づくリスクウェイトも適用可能とされる予定です。

### ・一定の要件を満たさない場合

相手先	個人向け	中小企業向け	その他向け
返済原資が不動産から生じるキャッシュ・フローに著しく依存しない場合	75%	85%	相手先リスクウェイト
返済原資が不動産から生じるキャッシュ・フローに著しく依存する場合	150%		

## 外部格付の適切性・保守性の検証

外部格付の機械的な利用を回避するため、外部格付の適切性・保守性の検証（デュー・デリジェンス）が求められています。投資家である銀行は取引開始時点と、その後は定期的（少なくとも年次）に投資先（与信先）のリスク・プロファイルと属性を十分に理解することが求められています。銀行は、自己査定や外部委託先による評価・分析を通じて、投資先（与信先）の業務および財務評価を適切に実施することになります。当該評価の結果が、外部格付の示すリスクウェイトよりも高い場合には、外部格付により算出されたリスクウェイトを補正する必要があります。実務上、このプロセスの一端を資産運用会社が担うことを期待される場合には、現状よりも投資家向け報告のために必要な関連情報の入手に時間とコストを要することが予想されます。

なお、与信先に対してどのようなデュー・デリジェンスを行っていけば国際合意上の要件を満たすと考えられるのか、各金融機関に求められるリスクウェイトをどのような方法で調整するかなどについては、金融庁の自己資本比率規制に関するQ&Aで明確に示される予定です。

## 内部格付手法採用行への資本フロアの導入

内部格付手法採用行の信用リスク計算のばらつきを抑制し、比較可能性や公平性を高めるため、2023年3月期から内部格付手法採用行へ資本フロアが導入されます。資本フロアは内部格付手法採用行が内部格付手法に基づいて信用リスクを計算する際に、別途標準的手法に基づいて信用リスクを計算し、標準的手法の計算結果の50%（2023年3月期）から72.5%（2028年3月期）までしか内部格付手法に基づく信用リスクとして認めないというものです。この影響で、以前はリスクアセット表を求められなかった投資家からも、その提出を求められる可能性があります。

## マーケットリスクへの新しい取り組み

2023年3月期から、バンキング勘定とトレーディング勘定の境界について具体的な商品リストが提示され、勘定間の境界が明確化される予定です。投資家がトレーディング勘定に分類すると想定される商品をバンキング勘定に分類しようとする場合には、金融庁が作成するフォーマットに従って、トレーディングを目的とする保有ではないことを疎明し、金融庁の承認を得ることが求められる予定です。特に、現状投資家のファンド保有はバンキング勘定で行われていることがほとんどのため、投資ファンドがトレーディング勘定に分類すると想定される商品になった場合、投資家の投資行動が変わるとともに、運用会社に追加的な情報提供を求められる可能性があります。

なお、仮に反証が認められず規制上はトレーディング勘定に分類されることとなった場合でも、それで直ちに会計上もトレーディング勘定への分類を求められるものではなく、あくまで投資家と監査人らの議論を通じて決められるものとされています。

## 終わりに

PwC あらた有限責任監査法人は、会計および監査のプロフェッショナルとして資産運用業界の発展に貢献することをミッションとしており、海外事務所や税理士法人などの国内外のネットワークを生かしながらさまざまな提言やサービスを提供しています。今後も多様な形で資産運用業界の発展に貢献したいと考えております。なお、内容にご質問などございましたら、以下のお問い合わせフォームからご連絡いただければと思います。文中の意見にわたる部分は筆者の私見であることを申し添えます。

PwC あらた有限責任監査法人

第三金融部(資産運用)

シニアマネージャー 前田 宏童

マネージャー 及川 翔太

PwCあらた有限責任監査法人 第三金融部(資産運用)  
[お問い合わせフォーム](#)

本冊子は概略的な内容を紹介する目的で作成されたもので、プロフェッショナルとしてのアドバイスは含まれていません。個別にプロフェッショナルからのアドバイスを受けることなく、本冊子の情報を基に判断し行動されないようお願いいたします。本冊子に含まれる情報は正確性または完全性を、(明示的にも暗示的にも)表明あるいは保証するものではありません。また、本冊子に含まれる情報に基づき、意思決定し何らかの行動を起こされたり、起こされなかったことによって発生した結果について、PwCあらた有限責任監査法人、およびメンバーファーム、職員、代理人は、法律によって認められる範囲においていかなる賠償責任、責任、義務も負いません。

© 2021 PricewaterhouseCoopers Aarata LLC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.